

区報平成29年6月21日号掲載

消費者相談室から



インターネットでの契約にご用心！

インターネットは便利ですが、トラブルも発生しています。下記に3事例について記載していますので、アドバイスを参考に被害にあわないよう注意願います。

■（事例1）出会い系サイト

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）で知り合った異性に誘われ、連絡先を交換するため出会い系サイトに登録した。異性との連絡に何度もポイントを利用し支払が高額になった。

◆アドバイス

出会い系サイトに誘導され、高額料金が発生するケースが続いています。「お金をあげる」「悩み相談」等と誘うケースもあり、知り合った相手は「おとり」の可能性があります。

- インターネットの世界は匿名性が高く、相手が「なりすまし」や「おとり」かもしれないと疑いましょう。
- 悪用される可能性があるため、安易にインターネットにプライバシーを掲載しないようにしましょう。

■（事例2）投資情報

「誰でも簡単にもうかる」という広告があり、メルマガに登録した。限定50人に選ばれたとメールがきて投資の情報教材(※)の契約をしたがもうからない。

※インターネットを通じて売買される投資やギャンブルの必勝法等の情報

◆アドバイス

利益が確実であるような広告と、「限定・先着」等と購入をあおるケースが見られます。返金保証と書かれていても実行されないケースが多いです。

- 楽しんでもうかる話しなどには注意しましょう。

■（事例3）警告表示

突然パソコンに「ウイルスに感染した」と警告表示が出て消えない。書かれていた連絡先に電話し、遠隔操作後に2年間のサポート契約をしたが、海外の会社のような。

◆アドバイス

警告表示は偽物です。警告音が鳴り続けることもあります。毎月料金が発生し、解約は英語での対応が必要とされる等注意が必要です。

- 偽警告の手口が存在することを覚えておきましょう。

※偽警告表示の対処：独立行政法人情報処理推進機構＜IPA＞の情報セキュリティ安心相談窓口

- セキュリティ対策は自身でしっかりと行い、常時チェックするようにしましょう。

* * * * *

◆事例のような契約をすると、解約には困難を要します。契約する前に十分に考えましょう。